OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	核不拡散体制の新たな展開とその意義
Author(s)	黒沢, 満
Citation	阪大法学. 2006, 56(3), p. 1-45
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54801
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論　説

核不拡散体制の新たな展開とその意義

黒　澤　満

はじめに
一　二〇〇五年NPT再検討会議での議論
二　核不拡散条約の普遍性の問題
　1　イスラエル
　2　インド
　3　パキスタン
　4　米印原子力協力
三　核不拡散条約の実効性の問題
　1　北朝鮮
　2　イラン
四　核不拡散体制を強化する措置
　1　IAEA保障措置の強化・効率化
　2　輸出管理――原子力供給国グループ（NSG）
　3　拡散防止構想（PSI）

（阪大法学）56（3-1）463〔2006.9〕

4　国連安保理決議一五四〇
5　濃縮・再処理活動への制限
6　G8グローバル・パートナーシップ
7　核セキュリティ
五　核不拡散と核軍縮（NPT第六条）
1　包括的核実験禁止条約（CTBT）
2　兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
3　核兵器の削減
六　新たな核不拡散措置の意義
1　米国のイニシアティブ
2　新たな核不拡散措置の類型とその意義
むすび

はじめに

核兵器の拡散を防止しようという国際的な努力は、核不拡散条約（NPT）を中心にさまざまな規範を伴う核不拡散体制として形成されてきた。その中核をなすNPTは、一九六八年に署名され一九七〇年に発効して以来、その締約国を増加しその普遍性を増してきたが、まだ条約に加入しない若干の国家が存在する。また条約の締約国となりながらも、条約義務に違反する国家、さらに条約から脱退を宣言する国家が生じている。

最近では、テロリストなど非国家行為体に対する核拡散も危惧されるようになり、NPTという条約体制では十分対応できないとの認識の下に、さまざまな制度や規範が作成され、実施されるようになっている。これらは従来

の条約交渉という手段ではなく、米国を中心として関連国家の合意を基礎に実施されている。

二〇〇五年に開催された第七回NPT再検討会議では、NPTの基本的な目標および基本的な権利・義務について鋭い対立が発生し、会議は十分な審議時間もなく、いかなる合意に達することもできなかった。これにより核不拡散体制の弱体化が議論されており、核不拡散体制の維持および強化のための諸措置が検討されている。

これらを背景として、本稿では、現在核不拡散体制はどうなっているのか、歴史的な進展の中で最近の新たな展開をどのように評価すべきであるのか、また将来に向けて核不拡散体制を維持し、強化するためにどのような方策が必要なのかなどを検討する。

第一に、二〇〇五年NPT再検討会議の審議を概観し、その意味を考える。次に、NPTの普遍性の問題を取り上げ、イスラエル、インドおよびパキスタンの状況を検討し、その関連で米中原子力協力合意を批判的に分析する。第三に、NPTの実効性の問題を取り上げ、北朝鮮とイランのケースを検討する。第四に、NPTという条約体制内の動きではないが、核不拡散体制を強化するためにとられてきているさまざまな措置、すなわちIAEA保障措置の強化・効率化、輸出管理、拡散防止構想（PSI）、国連安保理決議一五四〇、濃縮・再処理活動への制限、G8グローバル・パートナーシップ、核セキュリティの問題を取り上げ、それぞれの内容と意義を明らかにする。第五に、核不拡散と核軍縮との関連において、包括的核実験禁止条約（CTBT）および兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）を取り上げ、さらに核兵器の削減に関して、その進展状況を検討する。最後に、核不拡散体制の維持・強化のために、特に二〇〇〇年以降取られているさまざまな措置が、この体制にどのような意義をもつのかを検討する。

一　二〇〇五年NPT再検討会議での議論

二〇〇五年五月に四週間かけてニューヨークの国連本部で開催されたNPT再検討会議は決裂し、実質的内容を含む合意文書の採択に失敗した。[1] 二〇〇四年の準備委員会では、議題に合意できず、また補助機関の設置に合意できなかったため、会議は議題の設定で紛糾した。議題については、「条約の運用の検討」という項目があり、五年前の二〇〇〇年の会議では、そこに「一九九五年のNPT再検討・延長会議で採択された諸決定および決議を考慮に入れて」条約の運用の検討を行うとなっていた。そこで多くの国は、それにならって、今回の会議の議題は、さらに「二〇〇〇年の合意を考慮して」という文言が追加されることを予期していた。しかし米国は、過去の再検討会議への言及を全面的に拒否するという態度を示したため、議題が合意されなかったのである。

議題の設定に時間を取られた結果、各主要委員会および補助機関での実質的な審議は五日間のみであり、どの主要委員会も合意文書を作成できないことが明らかになり、会議の手続きだけを記載した最終文書を採択して会議は終了した。実質問題についてはまったく合意がみられなかった。

今回の会議が失敗した最大の理由は、条約の再検討を行う対象は何かに関して意見が大きく対立したことである。米国は、条約の諸規定のみを対象とすべきであって、一九九五年および二〇〇〇年再検討会議の合意文書は政治的約束であり、国際安全保障環境の変化により、今では意味がなくなっていると主張した。また米国は、核軍縮の義務は十分履行されているのでここで議論する必要はなく、イランや北朝鮮の違反問題など核不拡散を集中的に議論すべきであると主張した。

他方、米国以外のすべての国、特に非同盟諸国は以前の再検討会議の合意は政治的なものであっても、条約第六

条の解釈として重要なものであり、当然今でも効力を有しており、再検討の対象とすべきであると主張した。中東の非同盟諸国は、イスラエルの核兵器は現実の脅威であり、核軍縮を中心に議論すべきであり、それがなければ違反などの問題は議論できないという立場であった。

その背景には、二〇〇〇年以降の国際安全保障環境の大きな変化がある。一つは、北朝鮮の条約脱退声明、イランの核疑惑、核の闇市場の存在、核テロの脅威などにより、重点が核軍縮から核不拡散に関連する問題に移行していることである。第二は、米国でのブッシュ政権の誕生および九・一一同時多発テロにより、米国の安全保障政策が軍事力を重視し、先制攻撃も辞さない方向に変化したことである。

また原子力平和利用に関しても、開発途上国は一般に条約第四条が、原子力平和利用に関するすべての締約国の奪い得ない権利を規定していることを根拠に、制限のない利用を主張したのに対し、一部の先進国は、ウラン濃縮および再処理によるプルトニウム抽出は核兵器の材料となる核分裂性物質を生産するので、それらの活動を制限すべきであると主張した。

日本を含む多くの国は、ＮＰＴ全体を再検討すべきで、核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の三本柱をすべて対象とすべきであると主張していた。核不拡散と核軍縮をどのように取り扱うべきか、平和利用を制限すべきかどうかが大きな対立点となっていた。

その他の問題として、消極的安全保証、中東問題、脱退をめぐる諸問題[2]、制度的改革の必要性などが議論された。

二　核不拡散条約の普遍性の問題

1　イスラエル

イスラエルは一九五〇年代からフランスの協力を得て原子力の開発を開始し、六〇年代半ばには核兵器の製造を開始した。核不拡散条約（ＮＰＴ）への加入には一貫して反対し、事実上の核兵器国として、すでに二〇〇発程度の核兵器を保有していると考えられている。イスラエル自身は、核兵器の保有を宣言することなく、保有を否定も肯定もしない「あいまい政策」をとっており、「中東に核兵器を導入する最初の国にはならない」と声明している。また米国は、イスラエルの核兵器についてはニクソン政権以来、黙認する政策をとっており、米国の「二重基準」が明確に示されている(3)。

イスラエルの核保有は、数の上で圧倒的に優越なアラブ側によりイスラエル国家が滅ぼされないための「最後の手段」という理由で正当化されている(4)。またイスラエルの軍備管理政策によれば、いかなる軍備管理措置も、①和平プロセスとリンクするものでなければならず、②通常兵器および非通常兵器の両分野で軍事的脅威を削減するものでなければならず、③検証はＩＡＥＡのような国際機構ではなく、中東各国間での合理的なものでなければならないと主張されている(5)。

一九九五年のＮＰＴ再検討会議は、条約の延長をも決定する会議であり、イスラエルの核兵器が黙認されている状況に強い不満をもつ中東アラブ諸国は、無期限延長への反対をテコとしつつ、この問題への対応を会議に求めた。その結果、会議は条約の無期限延長の決定と並んで、「中東に関する決議」を採択し、条約に加入していない中東のすべての国に対してできる限り早急に加入し、その核施設を包括的ＩＡＥＡ保障措置の下に置くよう要請すると

ともに、中東非核兵器地帯および中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けて努力するよう要請している。

一九九五年の決議ではイスラエルを名指しすることは避けられたが、二〇〇〇年の最終文書では、中東においては、イスラエルを除くすべての国が締約国となっていることに注目し、イスラエルのＮＰＴへの加入およびすべての核施設を包括的ＩＡＥＡ保障措置の下に置くことの重要性を再確認している。二〇〇五年のＮＰＴ再検討会議でも、中東のイスラム諸国は、イスラエルの核兵器活動に大きな危惧を表明し、非核兵器地帯設置への動きがまったく進まないことに不満を表明していた。

イスラエルのＮＰＴへの加入は早期に実現しそうにないが、イスラエルが署名しているＣＴＢＴの批准の促進や、兵器用核分裂性物質の生産停止の宣言などの措置を求めることは有意義である。またこの問題の解決のためには、中東全体の和平の進展や、信頼醸成の進展など長期的な視野の中で、可能な措置を段階的に実施していくことが必要であろう。

2　インド

インドの核開発は、第一義的には中国への対抗を目指したものであり、一九六四年の中国の最初の核実験が、大きな動機となっている。ＮＰＴ交渉過程においても、インドは水平的不拡散のみならず、垂直的不拡散（核兵器国の核軍縮）をも含むべきであると主張し、ＮＰＴは差別的であるとして一貫して反対してきた。インドは一九七四年に「平和的核爆発」を実施したが、その後、核の選択肢を保持する「オプション・オープン政策」をとってきた(6)。

一九七四年のインドの核実験は、カナダが平和目的に限定して供給した研究用原子炉から得た使用済み燃料を国産の施設で再処理して得たプルトニウムを用いたものであり、平和利用協力が核拡散に悪用されることが明らかに

なり、米国等七ヵ国が原子力供給国グループ（ＮＳＧ）として輸出管理のためのガイドラインに合意した。

一九九八年五月にインドは地下核実験を実施したが、これは一九九五年にＮＰＴの無期限延長が決定され、一九九六年にインドの反対にも拘わらずＣＴＢＴが国連総会で採択されるという国際情勢の変化、およびバジパイ政権の成立という国内情勢が大きく影響していると考えられる。

二〇〇〇年ＮＰＴ再検討会議の最終宣言は、インドとパキスタンの核実験に関して、その核実験にも拘わらず両国は核兵器国の地位を有しないと述べ、ＮＰＴに非核兵器国として加入すること、ＣＴＢＴを署名し批准すること、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを遵守するよう要請している。

二〇〇三年一月に公表されたインドの核戦略では、①信頼できる最小限抑止力を構築・維持する、②核兵器の先行不使用、③報復核攻撃は重大な被害を与える、④核報復攻撃は文民の政治的リーダーシップにより許可される、⑤非核兵器国には核兵器を使用しない、⑥但し生物・化学兵器による攻撃の場合は核報復のオプションを維持する、⑦ＦＭＣＴの協議に参加し、核実験モラトリアムを継続する、⑧核兵器のない世界という目標にコミットする。(7)

インドは事実上の核兵器国として、すでに数十発の核兵器を保有していると考えられている。ＮＰＴ上は非核兵器国であるが、インドを非核兵器国にロール・バックさせることは不可能であり、非現実的であるので、インドの現状を承認しつつ、核不拡散体制に取り入れようという動きがある。以下に分析する二〇〇五年の米印原子力協力合意はその例である。

3　パキスタン

パキスタンは、一九七一年の第三次印パ戦争において東パキスタンを失ったことを契機として、一九七二年以降

本格的な核兵器開発を行うこととなった。パキスタンは「イスラムの核」と主張していたが、実際にはインドに対抗する手段として、非合法なものを含むあらゆる手段を使って核兵器製造能力の獲得を目指した。

NPTに対するパキスタンの態度は、一貫してインドの態度に影響されており、インドが加入しない限り加入しないというものである。一九九八年の核実験もインドの核実験に追従するものであり、インドが二回実施すれば、パキスタンも二回実施するといったものであった。この核実験の後、両国に対し日本、米国などにより制裁が課されたが、九・一一の同時多発テロの発生により、アフガニスタンへの攻撃に際してパキスタンの協力が不可欠であったことにより、二〇〇一年一〇月に米国は制裁を解除し、日本も解除した。パキスタンも、事実上の核兵器国として、数十発の核兵器を保有すると考えられている。

二〇〇四年二月に、パキスタンのムシャラフ大統領は、核開発の父と呼ばれるA・Q・カーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出に関わっていたことを明らかにした。これにより、パキスタンが非合法な手段によって核兵器開発のためのさまざまな資機材や技術を取得しただけではなく、そのような資機材や技術が闇市場を通じて、イラン、イラク、北朝鮮、リビアに、あるいは非国家行為体に流れていることが明らかになった。パキスタン政府は、闇市場に対する政府や軍部の関わりを否定しているが、管理がきわめて不十分であったことは明らかである。

4　米印原子力協力

米国とインドは、二〇〇五年七月一八日に共同声明[8]を発表し、民生用原子力協力を推進することに合意した。

米国のブッシュ大統領は以下の約束を行った。

(1)　インドとの完全な民生原子力協力を達成するため努力する。

(2) 米国の国内法と政策をそれに適合させるため議会からの合意を得る。
(3) 完全な民生原子力協力・貿易を可能とするよう国際レジームを調整する。

それに対してインドのシン首相は以下の約束を行った。

(1) 民生用と軍事用の核施設と計画を識別し分離し、民生用核施設に関する申告をＩＡＥＡに提出する。
(2) 民生用核施設を自発的にＩＡＥＡ保障措置の下に置くことを決定する。
(3) 民生用核施設に対しＩＡＥＡ追加議定書を署名し、遵守する。
(4) 核実験のインドによる一方的モラトリアムを継続する。
(5) カットオフ条約締結に向けて米国と協力する。
(6) 濃縮・再処理技術を有しない国への移転を自制し、その拡散制限の国際努力を支持する。
(7) 包括的輸出管理立法およびＭＴＣＲとＮＳＧガイドラインへの一致と遵守により、核物質と技術を管理する。

二〇〇六年三月二日に米国とインドは分離計画に合意し、インドは二二の核施設のうち一四の核施設を、二〇〇六年から二〇一四年の間にＩＡＥＡ保障措置の下に置くことに合意した。どの核施設が選択されるか、またどのような段階で保障措置の下に置かれるかはすべてインドが決定することであることを、インドは強調している。(9)

米国はこれにより、ＮＰＴに加入しようとしないインドを核不拡散体制に取り込むことができ、国際核不拡散体制を強化することになる(10)と主張するが、それに対するさまざまな異議が唱えられている。(11) 米国はまず、国内においては原子力法の改正又はインドに対する除外を議会から認められる必要がある。インドはＮＰＴの定義によれば非核兵器国であり、米国の非核兵器国への原子力の供給は、その国が包括的保障措置を受諾していることが条件となっているからである。米国はまた、ＮＳＧのガイドラインも輸出の条件として、受領国が包括的保障措置を受諾

していることを条件としているため、ＮＳＧのメンバーの合意を得る必要がある。

インドは、上述のさまざまな約束をしているが、その多くはすでに行われていることであり、新たなことは、核施設を軍事用と民生用に分離し、民生用にＩＡＥＡの保障措置を受諾するということである。どの施設を民生用とするかはすべてインドにより決定される。

第一の問題は、この合意により米国はインドが軍事用核施設をもつことを承認し、それを査察から除外することに合意しているので、インドを事実上の核兵器国として承認することになる。米国は、インドを核兵器国とは認めないと述べているが、実際はその地位を承認するものである。たとえば、日本がＮＰＴを署名し、批准する際にはさまざまな意見があり、核軍縮が本当に進むかどうか、平和利用が妨げられないかどうかなどが広範に議論されたが、これらの議論の大前提として、五核兵器国は現状を追認するものであるので仕方がないとしても、新たな核兵器国が認められることはまったく有り得ないと考えられていた(12)。その意味でこの米印合意は、ＮＰＴの基盤そのものを破壊する可能性がある。

第二の問題は、インドはＮＰＴに加入していないからその義務に従う必要はないが、米国は、ＮＰＴ締約国として、インドを非核兵器国として取り扱い、条約義務を遵守しなければならない。米国はＮＰＴ第一条の下で、核兵器の製造または取得につきいかなる非核兵器国に対してもなんら援助、奨励又は勧誘を行わないことを義務づけられている。米国がこの合意によって、インドの核兵器開発を承認することがこの義務に違反するかも知れないし、またインドの濃縮ウランは不足しており、民生用を米国からの供給に回すことにより、国産の濃縮ウランをすべて軍事用に回すことが出来るようになるが、これは第一条が禁止する援助になると考えられる。

逆に、核不拡散のためにインドが引き受ける約束は、ほとんど現状の追認であり、インドが新たな義務を負うも

のではない。この点は、「全体として、ブッシュ政権が大幅な変更なしに共同声明を実施できるならば、それは、核不拡散での大部分シンボリックな譲歩の代わりに、インドに多くのもの――事実上の核兵器国としての承認および国際原子力市場へのアクセス――を与えることになるだろう」と分析されている[13]。

核不拡散体制の側面から考えて特に重要なのは核実験の禁止および核分裂性物質の生産禁止の二点であるが、共同声明に規定されているのは、従来のインドの主張と同じであり、インドはまったく譲歩を示さなかったのであり、新たな進展を示すものではない。

まず、核実験に関しては、インドは一方的モラトリアムを継続すると述べているだけであり、これはインドが一方的に自主的に実験を停止しているだけであって、他国との合意によるものでもないし、法的拘束力をもつものでもない。核不拡散の観点からすれば、原子力平和利用の協力の対価として、インドにCTBTの署名・批准を要求することも正当なことと考えられる。他方、米国の国内法によれば、米国の援助を受けている国が核実験を実施した場合には、その協力は停止されることになっており、インドがこの条項に難色を示していることも、今後の課題になるだろう。

もう一つは、兵器用核分裂性物質の生産禁止の問題であり、共同声明では、条約締結に向けて米国と協力すると規定されている。インドはその核兵器開発を進めており、兵器用核分裂性物質の生産を継続しており、米国の協力により、より多くの兵器用核分裂性物質を生産できるようになると考えられる。これは核不拡散と真っ向から対立することであり、条約の締結が近い将来に見込まれないことを考えると、この規定はほとんど意味を持たない。米英露仏の四核兵器国はすでに生産モラトリアムを宣言しており、中国も宣言はしていないが生産を停止していると考えられている。したがって、この原子力協力の対価として、インドも生産モラトリアムを宣言すべきであろうと

考えられる。

三　核不拡散条約の実効性の問題

1　北朝鮮

北朝鮮問題は、二〇〇二年一〇月の米朝会談で、北朝鮮がウラン濃縮計画を認めたと米国が発表したことを契機として事態が悪化し、その後、米国の重油提供の停止、北朝鮮のＩＡＥＡ査察官追放などが続き、二〇〇三年一月に、北朝鮮はＮＰＴからの脱退を表明し、その後凍結中の原子炉を再稼動し、再処理を実施した(14)。

米国、北朝鮮（ＤＰＲＫ）、中国、韓国、ロシア、日本からなる六者会合が、二〇〇三年八月、二〇〇四年二月、二〇〇四年六月に三回にわたって開催されたが、なんらの成果も生み出すことなく終わっていた。二〇〇五年二月には、北朝鮮は外務省声明として、核兵器を保有していることを表明した。

第四回六者会合において、二〇〇五年九月一九日に、初めて共同声明が発表された(15)。その主要な内容は以下の通りである。

(1)　六者は、六者会合の目標は平和的方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であることを全会一致で再確認した。

- ＤＰＲＫはすべての核兵器および現存の核計画を放棄すること、早期にＮＰＴおよびＩＡＥＡ保障措置に復帰することを約束した。
- 米国は朝鮮半島に核兵器を配備していないこと、核または通常兵器でＤＰＲＫを攻撃または侵攻する意図がないことを確認した。

・ＤＰＲＫは原子力平和利用の権利をもつと述べた。他の者はそれを尊重すると表明し、適当な時期に、ＤＰＲＫへの軽水炉の提供の問題を討議することに合意した。

(2)　六者は、国連憲章の目的と原則および承認された国際関係の規範に従うことを約束した。

・ＤＰＲＫと米国は相互の主権を尊重し、平和的に共存し、関係正常化のステップをとることを約束した。

・ＤＰＲＫと日本はピョンヤン宣言に従ってその関係正常化のステップをとることを約束した。

(3)　六者は、二国間または多国間でエネルギー、貿易、投資の分野での経済協力を促進することを約束した。

この共同声明の履行方法に関して、北朝鮮は第一に軽水炉の提供を要求したが、米国などは核兵器と核計画の放棄が先であると主張しており、履行の順番など工程表（ロードマップ）については大きな見解の相違が存在していた。二〇〇五年一一月の第五回六者会合では主として工程表が議論されたが合意は達成されなかった(16)。

米財務省は同年九月に、北朝鮮関連口座のあるマカオの銀行に資金洗浄の疑いがあるとして米銀行との取引を禁止した。米国はこの問題と六者会合は無関係であると主張したが、北朝鮮はこれは米国による金融制裁であり、これが解除されない限り六者会合の再開には応じないと主張した。二〇〇六年三月の金融制裁に関する米朝協議でも進展が見られず、四月の民間団体主催の東京協議に六者の代表が参加したが、米朝間の直接協議は実施されなかった。

五月に至り、米国において北朝鮮との平和条約交渉を開始する構想が出されたが、米国は、北朝鮮が六者会合に復帰することおよび核廃棄の戦略的決定を行うことがその前提条件であるとしている。

二〇〇六年七月五日に、北朝鮮はロシア沿岸の日本海に向けて七発のミサイルを発射した。そのうち六発はスカッドおよびノドンであり、テポドン2も一発発射されたが飛行距離四〇〇キロメートルであり、失敗したと考え

られている。

日本政府は直ちに国連安全保障理事会の開催を要求し、独自の決議案を提出した。当初の日本決議案は、国連憲章第七章に言及しつつ、ミサイル発射を非難するとともに、北朝鮮に対し、即時に弾道ミサイルの開発、実験、配備、拡散を中止し、ミサイル発射を凍結することを義務づけるものであり、加盟国に対して、北朝鮮のミサイルや大量破壊兵器計画に寄与するような資金、物質、技術などの移転の防止を義務づけるものであった。

中国とロシアは第七章への言及や強硬な制裁を課すような決議には拒否権の行使も辞さないと述べ、日米案に反対したため協議が継続された。その間に中国の特使が北朝鮮を訪問し、北朝鮮からの前向きの反応を引き出そうとしたが、北朝鮮は、ミサイル実験は主権国家の権利であるとして、まったく譲歩を示さなかった。

最終的に七月一六日に全会一致で採択された安全保障理事会決議一六九五は、憲章第七章への言及はなく、北朝鮮のミサイル発射を非難するとともに、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画に関する活動を停止し、発射凍結という従来の約束を復活させることを要求し、すべての国に対して、ミサイルや大量破壊兵器計画に対するミサイル関連物資や技術の移転防止を要求するものである。

北朝鮮のミサイル発射を非難するところは同じであるが、採択された決議と日本の当初の決議案との大きな違いは、第一に「国連憲章第七章」への言及があるか否か、第二に、北朝鮮の関連活動の停止や発射凍結を義務づけるのか要求するのか、第三に、加盟国に対して、関連物資などの移転の防止を義務づけるのか要求するのかにある。当初の日本案では国連憲章第七章の下で行動し、北朝鮮に対しても、加盟国に対しても一定の行動をとることを法的義務として強制することがもくろまれていたが、決議では、それらの行動をとることを要求するという勧告の形態となっている。

北朝鮮は、この決議の採択直後に、この決議の受け入れ拒否を表明し、いささかも拘束されないと述べた。

2　イラン

イランは一九七四年に原発建設に着手しており、イラン革命で一時中断されたが、一九九二年以降、ロシアの協力により原子炉の建設を進めていた。二〇〇二年一月に米国ブッシュ大統領は、イランを「悪の枢軸」の一つであるとして非難した。イランの核開発が明るみに出たのは、二〇〇二年八月に反体制派が、イランがナタンツなどで核施設の建設を進めていると公表したことがきっかけである。その後ＩＡＥＡの査察の結果、輸入した核物質およびその後の処理と利用、また核物質が貯蔵され処理された施設が申告されていなかったことが判明し(17)、さらにウラン転換、ウラン濃縮、重水炉に関する疑惑が判明した(18)。

二〇〇三年一〇月二一日の英国、フランスおよびドイツの外務大臣との交渉で、イランは核計画と核活動はもっぱら平和目的であると主張し、ＩＡＥＡに協力すること、さらに、ＩＡＥＡ追加議定書に署名し、批准に先立ち議定書に従ってＩＡＥＡに協力すること、およびすべてのウラン濃縮と再処理活動を停止することを自主的に決定したと述べた。西側三国は、国際的な懸念が完全に解決されたならば、イランはさまざまな分野において最新の技術および供給によりたやすくアクセスできるようになると述べた。同年一二月一八日にイランはＩＡＥＡ保障措置協定の追加議定書に署名し、発効以前にもその内容を暫定適用することになった(19)。

しかしその後イランが濃縮関連活動を再開したことなどから、二〇〇四年九月にＩＡＥＡ理事会はイランが停止決定を覆したことに重大な懸念を表明した(20)。英仏独（ＥＵ３）とイランの交渉の結果、同年一一月一五日に合意が達成され、イランは核兵器の取得を求めないこと、批准まで自発的に追加議定書を履行し続けることに合意し、す

べての濃縮関連および再処理活動を含む停止を継続することを自発的基盤で決定した。停止が検証されたならば、貿易・協力協定に関してＥＵとの交渉が再開されること、ＥＵ３／ＥＵは世界貿易機関（ＷＴＯ）へのイラン加入交渉の開始を積極的に支持することを約束した[21]。

二〇〇五年八月に保守強硬派のアフマディネジャッド氏が大統領に選出され、イランは濃縮の前段階であるウラン転換作業を開始したため、同年九月二四日には、イラン核問題の国連安保理への将来の付託を警告するＩＡＥＡ決議が採択された[22]。その後欧州三カ国との協議が再開され、またロシアとの交渉においてウラン濃縮をロシアに委託する提案も議論されたが、イランは自国における核燃料サイクルの構築に拘泥し、ロシア提案を拒否した。

二〇〇六年一月一〇日にイランは核研究施設の封印を解除し、ウラン濃縮を再開した。ＩＡＥＡ理事会は二月四日に決議を採択し、イランに対し、すべての濃縮関連および再処理活動の完全かつ継続的な停止を再構築すること、研究用重水炉の建設を再考すること、追加議定書を批准し完全に履行することなどを要請し、事務局長に対し、これらの措置が理事会によりイランに対して要求されていることを国連安保理に報告することを要請した[23]。安保理での審議開始前に提出されたＩＡＥＡ事務局長報告は、「ＩＡＥＡは核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されたことは確認していないが、今の時点においてイランにおいて申告されていない核物質または活動がないと結論することはできない」と述べている[24]。

その後この問題は国連安保理で審議され、二〇〇六年三月二九日に安保理は議長声明を採択し、イランに対して濃縮関連と再処理に関する活動の全面的停止を要請し、ＩＡＥＡ事務局長に対し三〇日以内に報告するよう要請した[25]。これに反発したイランは、四月一一日に、濃縮ウランの製造に成功し、核技術保有国の一員となったと大統領が発表した。四月二八日に提出された事務局長報告は、イランがウラン濃縮を継続していること、イランで未申告

の核物質や活動が存在しないと保証することはできないことを明記していた。[26]

五月三日には、英仏が国連安保理決議の原案を示した。それはイランの状況が国際の平和と安全に対する脅威であるとし、国連憲章第七章の下で行動し、イランに濃縮関連と再処理に関する活動を停止することを要求するもので、制裁の可能性を含んだものであった。しかしこれは、ロシアと中国の受け入れるところとならなかった。さらに五月一五日にはＥＵにおいて包括的な見返りを提供する案が合意されたが、イランは拒否した。

このような停滞を打ち破るため、米国は五月三一日に交渉に参加しイランとの直接対話の可能性を表明したが、それはイランが濃縮活動を停止することを条件としていた。その後六月六日に、五大国とドイツがイランに対して「包括的見返り提案」を行い、これには米国も参加していることもあり、イランの対応が待たれている。

包括的見返り提案では、イランがウラン濃縮関連活動および再処理活動を停止することを条件に、以下の内容の実施を約束している。まず原子力分野では、①原子力平和利用の権利の再確認とその開発計画への協力、②国際合弁事業による新軽水炉建設の支援、③使用済み核燃料と放射性廃棄物の取扱いについての協力、④原子力の包括的研究開発の協力、⑤法的拘束力ある核燃料保証があり、政治・経済分野では、①地域安全保障の対話と協力の推進、②世界貿易機関（ＷＴＯ）などへの参加支援、③民間航空機禁輸解除を含む民間航空協力、④長期的エネルギー協力の構築、⑤電気通信やインターネット設備の支援、⑥ハイテク分野での協力、⑦農業発展への支援が含まれている。

この問題の中心は、ウラン濃縮やプルトニウム抽出に関して、イランは一貫してこれらはもっぱら平和利用のためであり、それはＮＰＴ第四条で認められている奪い得ない権利であると主張しているのに対し、米国を初めとする西側諸国は、イランの活動は将来の核兵器開発を目指したものであると解釈しているところにある。[27]

ＮＰＴは、非核兵器国が核兵器のオプションを放棄する対価として、非核兵器国に原子力平和利用の権利を認め、核軍縮に向けた交渉を核兵器国に義務づけている。イランの現状は、ＮＰＴ第二条で禁止された核兵器の製造または取得には至っていないが、第三条の下で締結された保障措置協定の違反を構成している。イランによる追加議定書の履行は、法的義務ではなく、自主的なものであった。二〇〇六年二月以降は履行していない。

米国など西側諸国が恐れているシナリオは、北朝鮮が実際に行ったように、ＮＰＴの当事国として原子力平和利用で各国の協力を得て、濃縮や再処理などの高度の技術を取得した後にＮＰＴから脱退し、核兵器の製造へと向かうことである。軍縮関連条約からの脱退は一般に容易であり、ＮＰＴの場合も主権の行使として条約から脱退する権利が認められている。これに関して、二〇〇五年のＮＰＴ再検討会議においては、脱退の条件を厳格化すること、脱退が宣言されたら直ちに国連安保理で審議すること、脱退以前の平和利用計画への援助に関しては返還する義務があること、または脱退後も保障措置が継続されることなど、さまざまな提案が議論された。

イランの核問題を政治的圧力のみによって早期に解決するのは不可能であろう。今後、資産凍結や政府高官の渡航禁止など部分的な制裁の導入が安保理で検討されることになるだろうが、さらに進んで全面的な経済制裁に進むかどうかについては、中国とロシアの賛成が得られるかどうか、イランの譲歩を引き出すのに効果的なものになるかどうかなど不確定要素が多くある。さらに進んで軍事的な措置が安保理によって決定される可能性については、その実効性および国際社会による支持や各国の参加の可能性からして大きな疑問が存在する。米国を中心とする有志国家による武力行使も今の段階では疑問視されている。

イランの核の脅威に対しては軍事的に対応すべきだとする見解もあり[28]、また大規模な経済的報奨を与えることにより核兵器開発への進展を停止させ、違反した場合には大規模な罰則を科すべきだとの見解もあるが[29]、イランの核

問題を他の諸問題と切り離して単独で解決できると考えることはできない。

「イランの核兵器開発に反対する国際行為体のすべてを動員するためには、米国は、イランの拡散問題、ペルシャ湾の安全保障、中東での米国の役割、イスラエルの核の地位、パレスチナ・イスラエル関係がすべて関連しており、もっとバランスのとれた米国の態度なしには解決されえないことを理解すべきである」[30]と主張されているし、「テヘランは威嚇といいかげんな制裁の発動によりその予定コースの推進を抑止されるとは考えられないし、軍事行動は逆効果になるだけであろう。米国とその同盟国は、イランの安全保障上の懸念に真面目に取り組み、実質的な経済的動機を与えるような多国間の対話を提案すべきである」[31]と主張されている。

また長期的には、中東非核兵器地帯[32]または中東非大量破壊兵器地帯の設置なども視野に入れるべきであろう。イラクの核[33]およびリビアの核問題[34]が消滅した現在において、イランの核問題と並んで、最も重要なのはイスラエルの核である[35]。したがって、米国を初めとする五大国とドイツを中心として、中東地域のすべての国を含む中東和平のための全体的なプロセスが早期に開始されることは、困難に思われるが、長期的な問題解決には不可欠であり、六カ国を中心に積極的に取り組むことが必要であろう。

四　核不拡散体制を強化する措置

1　ＩＡＥＡ保障措置の強化・効率化

一九九一年の湾岸戦争後に国連安保理決議六八七に従って国連イラク特別委員会（ＵＮＳＣＯＭ）とＩＡＥＡにより実施された査察により、イラクが秘密裏に核兵器開発計画を保持していたことが明らかになり、ＩＡＥＡ保障措置の信頼性に大きな疑問が呈されることになった。その対応として、一九九二年にＩＡＥＡは、①特別査察の権

利の再確認、②設計情報の早期提出、③核物質と特定資機材の輸出入の報告などに関する決議を採択した。

一九九三年にＩＡＥＡは、「強化されたより効率的な保障措置制度」を求めて「九三＋二計画」を開始し、現行の法的枠組みの中で可能な措置を定めた第一部は一九九五年に理事会で承認され、翌年から実施された。新たな法的権限を必要とする第二部の措置については、一九九七年五月に「包括的保障措置協定の追加議定書のモデル」として理事会で採択された[36]。

追加議定書の一つの特徴は、ＩＡＥＡへの情報提供（申告）を大幅に拡大したことである。これまでは、核物質の存在する場所が原則として申告の対象になっていたが、追加議定書では、核物質を用いない核燃料サイクル関係研究開発活動、ウラン濃縮や再処理に関連する特殊機器に関する活動、特定された機微な機器や装置、非核物質に関する情報など、従来の核物質の種類や量およびその取扱い施設に特化した情報の提供だけでなく、核兵器に組み込むことができる核物質生産の可能性を特定することを目的とした、幅広い原子力活動の情報提供が求められる[37]。また過去の関連活動についても、将来の計画についても情報を提供する必要がある。これによりその国家の原子力活動の全体像を把握し、その中で申告された個々の活動を理解することによって、未申告の活動がないことを確保することを目的としている。

追加議定書のもう一つの特徴は、補完的アクセスが認められていることである。核物質を取り扱っている箇所、すなわち主要測定点や枢要点における検認活動はすでに実施されているが、補完的アクセスでは、核物質を取り扱わない場所へのアクセスを認めており、たとえば、原子力サイト内のあらゆる場所、核物質を使用しない核燃料サイクル研究施設など原子力サイト外の特定の場所、ＩＡＥＡが特定するその他の場所へのアクセスが認められ、未申告活動を探知することが一つの大きな目的となっている。

さらにＩＡＥＡは環境サンプリングを行うために国内のすべての場所に立ち入る権利を与えられている。これにより、ＩＡＥＡは、情報分析の結果その原子力活動に疑いをもった場合、それを解決するために、締約国内のいずれの場所にでも立ち入ることができる。

このように、ＩＡＥＡの保障措置制度は強化されてきており、従来の保障措置が申告の「正確性」を検証することを目的としており、あくまでも締約国の申告がベースとなっていたが、新たな追加議定書では、申告の「完全性」、すなわち未申告のものが存在しないことを検証することをも目的としているため、締約国が秘密裏に核兵器開発に関連する活動を行っている場合には探知される高い可能性が生まれてきた。

ただし、追加議定書は、これまでの包括的保障措置協定に追加する新たな協定であって、ＮＰＴ第三条の下で非核兵器国の義務となっているものとは別個のものであるので、法的拘束力を持つためには、個々の国家がそれを署名・批准することが必要である。

したがって、現在必要なのは、追加議定書の批准国を増やすことである。優れた内容をもつ協定のモデルが作成されたとしても、実施されなければ意味をもたない。二〇〇五年ＮＰＴ再検討会議においても、追加議定書を第三条の保障措置の実施基準または検証の基準とすべきことが主張され、追加議定書の普遍化の重要性が強調され、未批准国に対して批准の要請がなされている。また、原子力輸出国の場合に、相手国が追加議定書を批准していることを条件とすべきであることも主張されている。

保障措置の合理化・効率化については、従来の包括的保障措置と追加議定書による保障措置を有機的に結びつけた「統合保障措置」があり、二〇〇三年三月にＩＡＥＡ理事会は、その適用に関する基本概念を採択し、未申告の原子力活動および核物質が存在しないという結論が出された国家に対して、適用されている。日本については、二

○○四年九月に統合保障措置が適用された。

二○○六年六月のＩＡＥＡ理事会は、ブッシュ提案に基づき保障措置・検証委員会（ＣＳＶ）の設置を決定し、その後議論が続けられている。

2　輸出管理――原子力供給国グループ（ＮＳＧ）

原子力の輸出管理の問題は、一九七四年五月に、インドがカナダや米国から原子力平和利用で供給を受けつつ、国産の再処理工場を経由して、いわゆる「平和的核爆発」を実施したことに起因する。ＮＰＴに加入しようとしない国が、他国からの平和利用での援助を悪用して核兵器を製造することを防止する方法が米国を中心に先進工業国で検討され、ＮＳＧとして、一九七八年に原子力専用品および関連技術の輸出に関する条件が合意された。そこでは、核爆発に使用しない保証、核物質防護措置の実施、第三国への輸出の際の同様の保証、濃縮や再処理技術の移転自制などのガイドラインが定められた。

イラクの核開発計画が明らかになった後、一九九二年に、ＮＳＧでは専用品の輸出の新たな条件として、受領国がＩＡＥＡ包括的保障措置を受諾していることが追加され、同時に、原子力汎用品の輸出管理に関するガイドラインにも合意が見られた。ここでは、原子力に直接関係しないが、核兵器の製造に繋がる機材が対象となり、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置および部分品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験および計測装置などが新たな規制の対象となった。ここでは核爆発活動、核兵器の拡散とともに、核テロへの転用の危険がある場合にも輸出を禁止している(38)。

その後リスト規制では不十分であることが判明し、規制品目でなくても核兵器の開発に使用されることを知った

場合には輸出管理対象となる「キャッチ・オール規制」が導入されている。これは特に核の闇市場の存在が明らかになったこともあり[39]、非国家行為体による核関連物質の輸出を強化する必要が認識されたからである。

ＮＳＧによる輸出管理に関して、ブッシュ大統領は二〇〇四年二月の演説において、「ＮＳＧに参加している四〇カ国は、すでに実用規模で稼働中の濃縮または再処理施設を有していない国に対しては、これらの施設や技術の提供を拒否すべきである」と提案し、ＮＳＧで議論されているが、まだ合意は達成されていない。またＮＳＧにおいて、追加議定書の批准を原子力協力の条件とすることも審議されているが、これもまだ合意されていない。

二〇〇六年に至って米国は、インドとの原子力協力を推進するために、包括的保障措置を受諾していないインドをＮＳＧガイドライン適用の例外として、インドへの供給が可能になるよう働きかけている。

3　拡散防止構想（ＰＳＩ）

二〇〇三年五月にブッシュ大統領はポーランドにおいて、拡散を阻止するための「拡散防止構想」を発表した。これは「拡散に対する安全保障構想」とも言われているが、大量破壊兵器とミサイルおよびそれらの関連物資を輸送している疑わしい船舶および航空機に対して臨検を行い、違法な場合にはそれらを押収しようとするものである[40]。

同年九月のコア・グループ会合では、阻止原則宣言に合意がみられ、拡散懸念国との間で大量破壊兵器関連貨物を輸送している疑いのある自国船舶の臨検や押収、自国領域内における船舶および航空機への臨検と押収などを、国際法および国内法に従って実施することなどが定められている[41]。米国はその後、パナマ、リベリア、マーシャル諸島、ベリーズ、クロアチア、キプロスと乗船協定を締結し、公海上においてもそれらの国籍をもつ船舶に対する臨検、押収の権利を合法的に行使できるようになっている。

阻止宣言採択の後、陸、海、空における臨検、押収能力を向上させるための訓練が数多く実施されており、二〇〇四年一〇月には、日本が主催する海上阻止訓練「チーム・サムライ〇四」が相模湾沖で実施された。ＰＳＩの実施状況は必ずしも明らかではないが、リビアに向けて航行していたドイツ船をイタリアが臨検し、密輸品の遠心分離機が押収されたケースがあり、これはリビアの大量破壊兵器計画の放棄に影響を与え、核の闇市場の存在の暴露にも有益であった。

これと関連して、二〇〇五年一〇月には、「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（ＳＵＡ条約、シージャック防止条約）」が改正され、大量破壊兵器関連物質の輸送も犯罪行為に追加された。ＰＳＩは組織ではなく行動であるとして推進されており、一五のコア・グループのメンバーを中心に、七〇以上の国の支持を得て実施されている。(42)

4　国連安保理決議一五四〇

ブッシュ大統領は、二〇〇三年九月の国連総会での演説および二〇〇四年二月の不拡散に関する演説において、大量破壊兵器の不拡散のための国内措置の強化を主張していたが、それらを基礎として、国連安全保障理事会は、二〇〇四年四月に全会一致で決議一五四〇を採択した。(43)

この決議は、核兵器、化学兵器、生物兵器およびそれらの運搬手段の拡散が、国際の平和と安全に対する脅威を構成することを確認し、国連憲章第七章の下で行動し、以下のように定めている。

(1)　すべての国は、核兵器、化学兵器、生物兵器およびそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送または使用を試みる非国家行為体に、いかなる支援も与えないことを決定する。

(2)　すべての国は、非国家行為体が、上述の活動を行うことを禁止する適切で効果的な法律をすべての国が採択し執行することを決定する。

(3)　すべての国は、大量破壊兵器の拡散防止のため国内管理を確立し執行すること、計量管理制度、物理的防護、国境管理と法執行措置、輸出管理を作成し維持することを決定する。

(4)　この決議の実施に関して安保理に報告する委員会を設置することを決定し、六カ月以内に最初の報告を提出するよう国家に要請する。

大量破壊兵器に関連する物資が主としてテロリストに渡ることを防止しようとするこの国連安保理決議は、国際平和と安全に対する脅威の認定を行い、憲章第七章の下で行動していると明記し、さらに本文を「決定する」という形で規定することにより、すべての国連加盟国がこの決議の内容に法的に拘束されることを意味し、これらを履行しない国には法的責任が生じることを意味している。

このような国内立法の要請や国内措置の実施を法的に義務づけることは、従来は条約を交渉し、採択し、それに署名し批准するという形で行われてきた。しかし、そのようなやり方は時間がかかるし、条約が作成されたとしても署名や批准を行わない国が当然出てくるため、それらの国を拘束することはできない。この決議の場合は、安保理での採択によりすべての国を拘束する「国際立法」となっている(44)。

二〇〇四年一〇月に日本は委員会への報告を提出しており、当初二年間の期限で設置された委員会は、二〇〇六年四月に安保理決議一六三七の採択により、さらに二年間の延長が決定された。

5　濃縮・再処理活動への制限[45]

(a)　エルバラダイ提案

ＩＡＥＡ事務局長のエルバラダイは、二〇〇三年一〇月に、核不拡散の側面から、ウラン濃縮および使用済み燃料再処理に対する新たなアプローチが必要であると主張し、二〇〇四年六月には、核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（ＭＮＡ）を提案し、フロント・エンドとバック・エンドにマルチラテラルな管理を導入する可能性を主張した。その基礎には、ある国が一国でウラン濃縮や再処理を実施することを認めるよりも、多国間において、あるいはＩＡＥＡを加えてそれらを実施・管理する方が、核不拡散の側面から考えて望ましいという考えがある。それを検討するための国際専門家グループが設置され、その報告書が二〇〇五年二月に提出された。それは一つの提案を示すものでなく、以下の五つのアプローチを提示するものであった[46]。

- 既存の商業的メカニズムの強化
- ＩＡＥＡの参加による国際的供給保証
- 既存の施設のＭＮＡへの任意の転換の促進
- 新規施設への多国間・地域的なＭＮＡの創設
- より強力な多国間取決めによる核燃料サイクルの開発

エルバラダイは、さらに二〇〇五年二月に、ウラン濃縮とプルトニウム分離のための追加的な施設の五年間の凍結をも主張している[47]。

(b)　ブッシュ提案

ブッシュ大統領は、二〇〇四年二月の演説において、「濃縮・再処理の放棄を燃料供給の条件とし、NSGの四〇カ国は、すでに機能しているフルスケールの濃縮および再処理施設を有していないいかなる国に対しても、濃縮および再処理の機材および技術の売却を拒否すべきである」ことを提案した。この提案は、二〇〇四年五月、二〇〇五年六月および二〇〇六年六月のNSG総会では合意を得ることができず、それぞれ二〇〇四年六月、二〇〇五年七月および二〇〇六年七月のG8サミットでは、濃縮および再処理の機材および技術の売却の一年間のモラトリアムが合意されている。

米国は二〇〇六年二月に、グローバル原子力パートナーシップ（GNEP）を提案し、燃料供給サービス計画を確立することがその一つの柱となっている。それは、先進原子力技術を保有する国々（燃料供給国）によりコンソーシアムを設立し、原子力を発電利用にのみ同意する国々（ユーザー国）、すなわち濃縮および再処理を放棄する国々に対し、燃料供給を保証することにより、核拡散の危険を防止しようとするものである。

6　G8グローバル・パートナーシップ

二〇〇二年六月のG8カナナスキス・サミットにおいて、「大量破壊兵器および物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」が合意された。このイニシアティブの下で、不拡散、軍縮、テロ対策および原子力安全に関する問題に対処するための具体的な協力事業をまずロシアで実施することとし、主たる関心事項として、退役原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器科学者の雇用が列挙されている。

そのための資金協力として、今後一〇年において米国が一〇〇億ドル、その他の国が一〇〇億ドル拠出すること

を目標としている。この動きはその後のG8サミットでも強調され、メンバー国が次第に増加していること、および援助対象国をロシア以外に拡大していることにより、発展を続けている。[48]

このような不拡散の協力体制は、一九九一年に開始された米国の「協力的脅威削減（CTR）」計画により積極的に実施され、多くの成果を挙げてきたものである。[49] CTRは、大量破壊兵器の廃棄、それに伴う保障措置や核物質防護措置の実施、国際科学技術センターの設置、軍民転換の促進などを行ってきた。日本も一九九三年以来、旧ソ連諸国への非核化協力を実施し、一九九八年四月には低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」を建設し、二〇〇四年一二月には退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」で一隻解体し、二〇〇五年一一月には新たに五隻を対象とする新たな解体事業に関する実施取決めをロシアと締結している。

7　核セキュリティ

二〇〇一年九月の同時多発テロを契機として、核テロの脅威に対する認識が増大し、それにいかに対処するかが重要な課題となった。[50] まずIAEAは、テロリストなどにより核物質や放射線源の悪用が想定される脅威として、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置（汚い爆弾）、④原子力施設や放射性物質の輸送などに対する妨害破壊行為の四つに分類している。

二〇〇二年三月のIAEA理事会で採択された核セキュリティの行動計画では以下の八つの活動分野が規定され、この計画実施のため核セキュリティ基金が設立されている。[51]

(1)　核物質および原子力施設の防護

(2)　核物質および他の放射性物質を含む悪意を持った活動の探知

(3) 核物質の国内計量管理制度（ＳＳＡＣ）
(4) 核物質以外の放射性物質のセキュリティ
(5) 安全およびセキュリティに関連する原子力施設の脆弱性の評価
(6) 悪意を持った行為、あるいはその行為から派生する脅威に対する対応
(7) 国際協定、指針および勧告の支持および履行
(8) 核セキュリティに関する調整および情報管理

二〇〇三年九月に、ＩＡＥＡは、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」を承認し、その後、行動規範はさらに強化されている。

二〇〇四年五月、米国は「地球規模脅威削減イニシアティブ（ＧＴＲＩ）」を提唱し、米国およびロシアを起源とする高濃縮ウラン燃料が、テロリストなどの手に入るのを防止するため、それらを米国およびロシアに返還させることを構想し、同年九月の米露会合において、ロシア起源の使用済み燃料の二〇一〇年までの返還、米国起源の研究炉使用済燃料の二〇一九年までの返還を実施することに合意された[52]。

核テロ防止条約に関する交渉は、一九九七年に開始されたがその後停滞し、二〇〇一年の同時多発テロを契機に交渉は促進され、条約は二〇〇五年四月に国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、核テロ行為が重大な結果をもたらすこと、国際の平和および安全に対する脅威であることを認識し、核テロ行為の防止および同行為の容疑者の訴追と処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的とし、核テロ行為を国内法上の犯罪とすることを規定している。

核物質の防護については、一九七七年以来ＩＡＥＡが勧告を行っており、それは現在まで三回改定されている。

一九八七年に発効した「核物質防護条約」は、核物質の国際輸送における防護措置に関して法的な義務を課しているが、各国の国内における原子力活動については何ら規定していない。冷戦終結後の核密輸事件の増加などを背景とし、条約改正作業が開始され、二〇〇五年七月に条約の改正がコンセンサスにより採択され、条約名も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」に改められた。改正された条約によると、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵および輸送されている核物質および原子力施設に拡大され、また核物質および原子力施設に対する妨害破壊行為も犯罪とされた。

五　核不拡散と核軍縮（ＮＰＴ第六条）

核不拡散条約第六条は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、誠実に交渉を行うことを義務づけており、非核兵器国が将来にわたり核兵器のオプションを放棄することの代償として、核兵器国が積極的に取り組むことを義務づけている。核軍備競争の早期の停止に関連するのは、質的核軍備競争の停止としては核実験の包括的禁止であり、量的核軍備競争の停止としては、兵器用核分裂性物質の生産停止である。

ＮＰＴの無期限延長を決定した一九九五年のＮＰＴ再検討・延長会議で、パッケージとして採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」においても、包括的核実験禁止条約を一九九六年中に締結すること、および兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時に開始し、早期に締結することに合意している。核軍備の縮小について、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」では、核兵器を世界的に削減するための組織的で漸進的な努力を核兵器国が決意をもって追求することが合意されている。

1　包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）

ＣＴＢＴは一九九四年より軍縮会議（ＣＤ）で交渉が開始され、一九九六年九月に国連総会で採択され、同年一〇月に署名のため開放された。条約発効要件に関する交渉において、インド、パキスタン、イスラエルなどを条約に取り込む必要性が強調され、核活動を実施している四四ヵ国すべての批准が条約発効に必要であると規定された。その結果、条約署名後一〇年が経過するが、いまだに条約は発効していない。

条約の発効を促進するための会議が、一九九九年一〇月、二〇〇一年一一月、二〇〇三年九月、二〇〇五年九月に開催され、未署名国および未批准国に対して、早期に署名、批准を行うよう要請している。批准国は徐々に増加しているが、条約発効要件国として指定された四四ヵ国のうち、現在三四ヵ国が批准しており、一〇ヵ国がまだ批准を済ませていない状況である。

五核兵器国のうち、英国、フランス、ロシアはすでに批准しているが、米国および中国は署名のみで批准していない。インド、イスラエル、パキスタンという三つの事実上の核兵器国については、イスラエルは署名しているが批准しておらず、インドとパキスタンは署名もしていない。北朝鮮も署名もしていない。これらの諸国が関わる中東、南アジア、北東アジアでは、地域的な安全保障が確立されておらず、不安定な状況が続いており、ＣＴＢＴ固有の問題だけではなく、地域の不安定な状況に対応する必要がある。エジプトとイランが批准していないのは、イスラエルの核兵器に対抗するためである。インドネシアとコロンビアはそれほど大きな安全保障問題を抱えている訳ではない。

ＣＴＢＴの発効に決定的な影響力をもっているのは米国である。中国は人民代表会議にて議論を続けていると主張するが、米国の出方を待っているのであり、米国が批准すれば中国の批准は困難ではないだろう。米国は、一九

九九年に上院がCTBTの批准拒否を決定し、ブッシュ政権になりCTBTへの反対を明確に表明し、小型核兵器の開発の重要性を示唆しつつ、核実験を実施するための準備期間の短縮のために予算を計上し、これまで三年かかると考えられてきた準備期間を一八カ月に短縮する方向で事態は進展している。

このように、CTBTが発効するためには、米国の政策変更が不可欠であり、米国が批准すれば中国、インドネシア、コロンビアの批准は続いて起こるであろう。インド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮の批准のためには、地域的な安全保障環境の改善が必要であろうが、米国の批准はその進展にも有効な働きをなすものと考えられる。

2　兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

FMCTに関する交渉を開始することに、軍縮会議は二度合意しているが、実質的な交渉はこれまでのところ行われていない。CTBT交渉が一九九六年に終了し、次の議題はFMCTであることには大方の一致が見られていたので、軍縮会議で引き続きFMCT交渉が精力的に行われることが期待されていたが、実際には交渉は行われなかった。

冷戦が終結し、東西の対立が消滅し、米ソおよび米露の間で戦略核兵器の大幅な削減が実施されたため、米露には余剰の核分裂性物質が存在することとなり、英仏もその核戦力を削減する中で、核分裂性物質を生産する必要がなくなり、これら四カ国は生産モラトリアムを正式に宣言し、その後核分裂性物質を生産していない。中国はそのような宣言を行っていないが、一般的には生産を停止していると考えられている。インド、パキスタンはまだ核分裂性物質を生産し続けていると考えられている。

ジュネーブ軍縮会議でFMCTの交渉に合意できない最大の理由は他の問題とのリンケージである。米国はFM

CTのみの交渉の早期開始を主張しているのに対して、主として中国とロシアは、米国の宇宙でのミサイル防衛開発を危惧し、宇宙における軍備競争の停止（PAROS）についても同時に交渉を始めることを主張している。他方、非同盟諸国は、核軍縮に関する交渉または協議および消極的安全保証に関する交渉を同時に開始することを主張している。米国は逆に他のいかなる問題とのリンケージにも反対しているため、交渉が開始できないのである。

もう一つの問題は、検証に関するものであり、従来よりFMCTは「国際的にかつ効果的に検証可能な」条約を作成することとされていたが、二〇〇四年七月に、米国は、FMCTの検証は不可能であり、検証のない条約を交渉すべきであると主張した(53)。

二〇〇六年五月に、米国はFMCTの条約草案を軍縮会議に提示した。それは検証規定を含まないものであり、主な内容は以下の通りである。

第一条では、条約発効後、兵器用核分裂性物質の生産を禁止し、生産された核分裂性物質を兵器に使用することを禁止することが規定され、第二条で、「核分裂性物質」、「核分裂性物質の生産」の定義が示され、条約発効以前に生産された核分裂性物質に関わる活動は含まないとしている。検証規定がないため、条約義務の履行確保手段として、第三条は、国内的実施措置、自国の手段による情報、協議、遵守に関する締約国会議、安保理での審議という措置を含んでいる。なおこの条約の発効条件は、CTBTとは異なり、米英露仏中の五カ国の批准で発効するとなっている。

3　核兵器の削減

冷戦終結後、戦略兵器削減に関して、米ソ、米露の間で交渉が継続され、第一次戦略兵器削減（START I）

条約および第二次戦略兵器削減（ＳＴＡＲＴⅡ）条約が締結された。米露それぞれの戦略核弾頭を六〇〇〇に削減するＳＴＡＲＴⅠ条約は、批准され、二〇〇一年までに実施された。戦略核弾頭を三〇〇〇～三五〇〇に削減するＳＴＡＲＴⅡ条約は結局は発効しなかった。

ブッシュ政権に替わった後、二〇〇二年五月に戦略攻撃力削減（ＳＯＲＴ）条約が署名され、二〇一二年末までに、戦略核弾頭を一七〇〇～二二〇〇に削減することに米露は合意した(54)。ブッシュ政権は本来は条約作成に反対であり、米露が個別に削減すればいいと考えていたこともあり、条約はきわめて簡潔なもので、検証規定も含まれていない。また削減プロセスもまったく規定がなく、条約の規定する日にそこまで削減されていればいいというものである。戦略攻撃兵器の内訳として、ＳＴＡＲＴ諸条約では、ＩＣＢＭ、ＳＬＢＭ、爆撃機と区分されていたが、この条約では、それは自由に決定できるものと規定され、何らの規制もない。

またＳＴＡＲＴ条約では、削減された核弾頭に対応する運搬手段が実際に破壊されてきたが、この条約では、核弾頭のみならず、運搬手段についても廃棄する義務はなく、将来再び実戦配備される可能性が残っている。脱退に関しても、従来の軍縮関連条約と比較して、格段に条件が緩和されている。このように、この条約は、透明性、不可逆性、検証可能性といった軍縮で重視される観点をすべて含んでいないものである。

この条約の検証は、事実上ＳＴＡＲＴⅠ条約の検証に依存しているが、ＳＴＡＲＴⅠ条約は二〇〇九年に失効するので、それに対する措置が必要であるし、この条約は二〇一二年一二月三一日に削減すべき目標を定めているが、条約はその日に失効することになっており、後継の条約をできるだけ速やかに交渉することが必要である。

六　新たな核不拡散措置の意義

1　米国のイニシアティブ

核不拡散の領域において常にリーダーシップを発揮してきたのは米国であり、特に、二〇〇一年の同時多発テロを踏み台として、ブッシュ政権は核兵器の不拡散および対抗拡散[55]に対して積極的に行動し、さまざまな措置を提案し、実施していった[56]。

ブッシュ政権の核不拡散に関する態度を鮮明に表しているのは、二〇〇四年二月の国防大学におけるブッシュ大統領の演説[57]であり、それは以下の七項目にわたっている。

(1)　移転・輸送の取締りから、拡散を進めるネットワークの拠点を閉鎖し、物資を押収・凍結するなど、法執行の分野におけるより直接的な行動へとPSIを強化・拡大する。

(2)　安保理によるWMD不拡散決議を早急に採択し、WMD拡散を「犯罪化」し、輸出管理を厳格化し、国境内の関連物質の防護を強化するよう、各国に国内法の整備・強化を促す。

(3)　旧ソ連諸国を対象とするG8グローバル・パートナーシップを強化し、対象をイラクやリビアなど他の国にも拡大する。他の諸国の協力も要請する。

(4)　濃縮・再処理の放棄を燃料供給の条件にし、NSG四〇カ国は、フルスケールで稼働中の濃縮・再処理施設をすでに保有している国以外に、濃縮・再処理技術を輸出しない。

(5)　二〇〇五年末までに、IAEAの追加議定書締結を、平和利用に必要な機材・機器の輸入条件にする。

(6)　保障措置と検証問題に特化した特別委員会を、IAEA理事会の下に設置する[58]。

(7) 不拡散義務に違反した国、その調査を受けている国のＩＡＥＡ理事会における権限を停止する。

ここでの提案が、その後すべて実行されているわけではないが、大部分はこれを契機に実施され、他のものは活発な議論を引き起こしている。

2 新たな核不拡散措置の類型とその意義

第一の類型は、その措置が条約によるものであり、ＩＡＥＡ保障措置追加議定書は新たな条約として個別に交渉されており、核セキュリティに関する核テロ条約および改正核物質防護条約も新たな条約による不拡散措置である。条約による不拡散措置は、体制の基盤となっている核不拡散条約がそうであるように、国家の自由意思が尊重されたものであり、その措置の合法性や普遍性は確保されている(59)。ただ、追加議定書への署名・批准を促進するために、ＮＳＧではそれを原子力協力の条件にしようとする動きがある。

米国を中心にブッシュ政権の主導の下に取られてきた新たな不拡散措置は、実効性および即効性を最優先するとともに米国の行動の自由を広く確保することを意図したものである。従来のように不拡散措置を条約作成という手段で実行することについては、条約作成の交渉に時間がかかり過ぎる、条約の作成では反対国との妥協が必要になる、条約が作成されても署名しない国がある、条約の締約国になっても隠れ蓑として条約違反活動を行う国がある、条約義務を十分検証することは不可能である、といった理由から、ブッシュ政権は一般的に国際条約への嫌悪感を表明している。その裏面には、米国は条約を締結すれば誠実に実施するので、米国の行動の自由が制約されるという考えがある。

第二に、法的措置であるが条約ではない措置として、安保理決議一五四〇がある。これは国連憲章第七章の下で

行動し、加盟国に対する「決定」という形で採択された国連安保理決議であるので、加盟国すべてを法的に拘束するものとなっている。その意味で条約に匹敵するものとなっているが、その作成過程がまったく異なり、米国主導の下に短期間ですべての国を拘束するという形で行われた。条約であれば、もっと時間がかかっただろうし、反対国からの妥協も必要であっただろうし、条約に加入しない国も存在しただろう。この措置は実効性および即効性の側面からはきわめて優れた方法である。しかし、このような国連安保理の法的拘束力のある決議で、国連加盟国に一定の国内法の立法を義務づけるやり方は、国連憲章が本来予定していなかったことであり、その正当性が問題とされうる余地がある。この決議には、一五理事国が全会一致で賛成し、理事国以外にも意見を述べる機会が設けられたので、その正当性はかなりあるとしても、今後もこの方式が一般に許容されるかは議論のあるところである。

第三の類型は、一定諸国、特に米国と考えを同じくする諸国間の政治的な合意を基礎に組織として核不拡散のために活動するもので、輸出管理に関する原子力供給国グループ（ＮＳＧ）がそうである。この措置は、原子力先進国が開発途上国への原子力輸出を管理するという対立的な側面があり、開発途上国からはその正当性に対して異議が唱えられており、制度の普遍性という側面からも異議が出されている。

また、濃縮・再処理技術の輸出禁止をＮＳＧで決定しようとする動きが存在するが、これは元々差別的である核不拡散体制の中に、濃縮・再処理の許される国と許されない国という新たな差別を導入するものであり、核不拡散の実効性の側面からは必要であると考えられるとしても、その措置の正当性や普遍性に関して疑問が提起されている。

第四の類型は、一定国間の政治的な合意を基礎に組織として核不拡散のために協調的に行動するもので、Ｇ８グローバル・パートナーシップがあてはまる。この場合は援助供与国と援助授与国の両者が参加するＧ８で協調的に

行われており、対立や差別が生じるものではない。

第五の類型は、一定国家間において組織ではなく行動として行われるもので、拡散防止構想（ＰＳＩ）がこれに該当する。これは、大量破壊兵器を違法に輸送している疑いのある船舶や航空機に対して、敵対的に臨検や押収を実施するものであって、対立的な要素が前面に出てくるものであり、これは米国が重視する「対抗拡散（拡散対抗措置）」政策の実施である。一五のコア・グループを中心に、七〇カ国もの支持を得ている措置として、普遍性を増しつつあるが、その活動が厳格に国際法および国内法に一致して実施されることが不可欠であろう(60)。

むすび

核不拡散体制は、二一世紀に入って新たな展開を示しており、ＮＰＴを中心とする法的合意を基礎とするものから、一定の諸国による政治的な合意あるいは、一定諸国の具体的な行動などにより、核不拡散の実効性を短期間に維持あるいは回復するための措置が米国を中心にとられてきている。

核不拡散体制の実効性の側面からは望ましいものであるが、体制の普遍性や正当性の側面から異議が唱えられることもあり、今後の核不拡散体制の強化のためにこれらの新たな措置を従来の措置とどのように整合的に適用していくかが、大きな課題となっている。

（1）　黒澤満「二〇〇五年ＮＰＴ再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五五巻二号、二〇〇五年八月、一～四五頁。John Simpson and Jenny Nielsen, “The 2005 NPT Review Conference: Mission Impossible?” *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 2, July 2005, pp. 271-301; Rebecca Johnson, “Politics and Protection: Why the 2005 NPT Review Conference

Failed," *Disarmament Diplomacy*, No. 80, Autumn 2005. [http://www.acronym.org.uk/dd/dd80/80npt.htm] ; Sergio de Queiroz Duarte, "A President's Assessment of the 2005 NPT Review Conference," *Disarmament Diplomacy*, No. 81, Winter 2005. [http://www.acronym.org.uk/dd/dd81/81npt.htm]

(2) George Bunn and John B. Rheinelander, "NPT Withdrawal : Time for the Security Council to Step In," *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 4, May 2005, pp. 17–21.

(3) 木村修三「中東の核不拡散問題とイスラエルの核」『国際問題』第四二六号、一九九五年九月、三〇～四四頁、木村修三「中東における核拡散問題」金沢工業大学国際学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、平成一八年三月、一三～四二頁。

(4) Gerald M. Steinberg, "Israel and the Changing Global Non-Proliferation Regime," *Contemporary Security Policy*, Vol. 14, No. 1, April 1995, pp. 71–72.

(5) Gerald M. Steinberg, "Middle East Arms Control and Regional Security," *Survival*, Vol. 36, No. 1, Spring 1994, pp. 126–128.

(6) 吉田修「南アジアの核開発問題」広島平和研究所編『二一世紀の核軍縮』法律文化社、二〇〇一年、一三五～一五九頁。

(7) "The Cabinet Committee on Security Review Operationalization of India's Nuclear Doctrine", Press Release, January 4, 2003, [http://www.hciottawa.ca/news/pr/pr-030120.html]

(8) Joint Statement Between President George W. Bush and Prime Minister Manmohan Singh, White House Press Release, July 18, 2005. [http://www.whitehouse.gov/news/release/2005/07/20050718-6.html]

(9) PM's Suo-Motu Statement on Discussions on Civil Nuclear Energy Cooperation with the US : Implementation of India's Separation Plan, March 7, 2006. [http://pmindia.nic.in/lspeech.asp?id=291]

(10) Kenneth N. Luongo and Isabelle Williams, "Seizing the Moment : Using the U. S.-India Nuclear Deal To Improve Fissile Material Security," *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 4, May 2006, pp. 12–17.

(11) Zia Mian and M. V. Ramana, "Wrong Ends, Means, and Needs : Behind the U. S. Nuclear Deal with India," *Arms*

Control Today, Vol. 36, No. 1, January/February 2006, pp. 11–17.

(12) William Potter, "India and the New Look of U. S. Nonproliferation Policy," *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 2, July 2005, p. 348.

(13) Fred McGoldrich, Harold Bengelsdorf, and Lawrence Scheinman, "The U. S.-India Nuclear Deal : Taking Stock," *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 8, October 2005, pp. 11–12.

(14) Selig S. Harrison, "Did North Korea Cheat ?" *Foreign Affairs*, Vol. 84, No. 1, January/February 2005, pp. 99–110 ; Wade L. Huntley, "Ostrich Engagement : The Bush Administration and the North Korea Nuclear Crisis," *Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 2, Summer 2004, pp. 81–115.

(15) Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks, Beijing, 19 September 2005. [http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/n_korea/6party/joint0509.html]

(16) Bong-Geun Jun, "North Korean Nuclear Crisis : An End in Sight ?" *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 1, January/February 2006, pp. 6–10.

(17) Report by the Director General, GOV/2003/40, 19 June 2003.

(18) Report by the Director General, GOV/2003/63, 26 August 2003.

(19) Sean P. Smeland, "Countering Iranian Nukes : A European Strategy," *Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 1, Spring 2004, pp. 40–72.

(20) Resolution adopted by the Board, GOV/2004/79, 18 September 2004.

(21) Communication dated 26 November 2004 concerning the agreement signed in Paris on 15 November 2004, INFCIRC/637.

(22) Resolution adopted by the Board, GOV/2005/77, 24 September 2005.

(23) Resolution adopted by the Board, GOV/2006/14, 4 February 2006.

(24) Report by the Director General, GOV/2006/15, 27 February 2006.

(25) UN Security Council, SC/8679, 29 March 2006.

(26) Report by the Director General, GOV/2006/27, 28 April 2006.

(27) Robert E. Hunter, "The Iran Case : Addressing Why Countries Want Nuclear Weapons," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 10, December 2004, pp. 22-25.

(28) Jason Zaborski, "Deterring a Nuclear Iran," *Washington Quarterly*, Vol. 28, No. 3, Summer 2005, pp. 153-167 ; Jeremy Tamsett, "The Israeli Bombing of Osiraq Reconsidered : Successful Counterproliferation ?" *Nonporliferation Review*, Vol. 11, No. 3, Fall-Winter 2004, pp. 70-85 ; Dan Reiter, "Preventive Attacks against Nuclear Programs and the "Success" at Osiraq," *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 2, July 2005, pp. 355-371.

(29) Kenneth Pollack and Ray Takeyh, "Taking on Teheran," *Foreign Affairs*, Vol. 84, No. 2, March/April 2005, pp. 20-34.

(30) George Perkovich, "Iran Is Not an Island : A Strategy to Mobilize the Neighbors," Carnegie Endowment for International Peace, *Policy Brief*, No. 4, February 2005.

(31) Charles Ferguson and Ray Takeyh, "Making the Right Call : How the World Can Limit Iran's Nuclear Program," *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 2, March 2006, pp. 6-12.

(32) Claudia Baumgart and Harard Müller, "A Nuclear Weapon-Free Zone in the Middle East : A Pie in the Sky ?" *Washington Quarterly*, Vol. 28, No. 1, Winter 2004-05, pp. 45-58.

(33) George A. Lopez and David Cortright, "Containing Iraq : Sanctions Worked," *Foreign Affairs*, Vol. 83, No. 4, July/August 2004, pp. 90-103 ; Edward Ifft, "Iraq and the Value of On-Site Inspections," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 9, November 2004, pp. 21-28.

(34) 藤原和彦「リビアの核政策転換〜プロセスとWMDプログラム放棄〜」『海外事情』平成一六(二〇〇四)年四月号、五八〜七一頁。

(35) Gawdat Bahgat, "Nuclear Proliferation in the Middle East : Iran and Israel," *Contemporary Security Policy*, Vol. 26, No. 1, April 2005, pp. 25-43.

(36) 浅田正彦「NPT・IAEA体制の新展開――保障措置強化策を中心に」『世界法年報』第一八号、一九九九年三月、

一～三六頁。Theodore Hirsch, "The IAEA Additional Protocol: What It Is and Why It Matters," *Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 3, Fall-Winter 2001, pp. 140–166.

(37) 菊地昌廣「国際保障措置強化にむけて」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、二〇〇四年、一七七～二〇四頁、宇佐美正行「核不拡散と国際保障措置の強化策」金沢工業大学国際学研究所編『前掲書』二〇五～二三二頁。

(38) 牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理――制度と実践』有信堂、二〇〇四年、二一一～四五頁。

(39) Chaim Braun and Christpher F. Chyba, "Proliferation Rings: New Challenges to the Nuclear Nonproliferation Regime," *International Security*, Vol. 29, No. 2, Fall 2004, pp. 5–49; Alexander H. Montgomery, "Ringing in Proliferation: How to Dismantle an Atomic Bomb Network," *International Security*, Vol. 30, No. 2, Fall 2005, pp. 153–187.

(40) Thomas D. Lehrmann, "Rethinking Interdiction: The Future of the Proliferation Security Initiative," *Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 2, Summer 2004, pp. 1–45; Jofi Joseph, "The Proliferation Security Initiative: Can Interdiction Stop Proliferation?" *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 5, June 2004, pp. 6–13.

(41) 坂元茂樹「大量破壊兵器の拡散防止構想と日本――ＰＳＩの参加をめぐって」『国際協力時代の国際法』関西大学法学研究所研究叢書第三〇冊、二〇〇四年三月、一～三三頁、坂元茂樹「ＰＳＩ（拡散防止構想）と国際法」『ジュリスト』一二七九号、二〇〇四年一一月一五日、五二～六二頁。

(42) Andrew Newman and Brad Williams, "The Proliferation Security Initiative: The Asia-Pacific Context," *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 2, July 2005, pp. 303–322.

(43) Barry Kellman, "Criminalization and Control of WMD Proliferation: The Security Council Acts," *Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 2, pp. 142–161; Scott Jones, "Resolution 1540: Universalizing Export Control Standards?" *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 4, May 2006, pp. 18–22.

(44) 浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法――大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって」『国際問題』第五四七号、二〇〇五年一〇月、三五～六四頁。Marav Datan, "Security Council Resolution 1540: WMD and Non-State Trafficking," *Disarmament Diplomacy*, No. 79, April/May 2005. [http://www.acronym.org.uk/dd/dd79/79md.htm]; Lars

Olberg, “Implementing Resolution 1540 : What the National Reports Indicate,” *Disarmament Diplomacy*, No. 82, Spring 2006. [http://www.acronym.org.uk/dd/dd82/82lo.htm]

(45) Jon B. Wolfsthal, “The Nuclear Third Rail : Can Fuel Cycle Capabilities Be Limited ?” *Arms Contorl Today*, Vol. 34, No. 10, December 2004, pp. 11–16.

(46) International Atomic Energy Agency, *Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle : Expert Group Report to the Director General of the IAEA*, Vienna, April 2005, (INFCIRC/640); Tariq Rauf and Fiona Simpson, “The Nuclear Fuel Cycle : Is It Time for a Multilateral Approach ?” *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 1, December 2004, pp. 17–21 ; Lawrence Scheinman, “The Nuclear Fuel : A Challenge for Nonproliferation,” *Disarmament Diplomacy*, No. 76, March/April 2004. [http://www.acronym.org.uk/dd/dd76/76ls.htm]

(47) 浅田正彦「NPT体制の危機と対応策の法的評価――違反と脱退の問題を中心に」『法学論叢』第一五六巻三・四号、二〇〇五年一月、一八五～二二六頁。

(48) Cristina Chuen, “The G8 Global Partnership : Progress and Prospects,” *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 1, March 2005, pp. 71–106.

(49) Paul F. Walker, “Nunn-Lugar at 15 : No Time to Relax Global Threat Reduction Efforts,” *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 4, May 2006, pp. 6–11.

(50) Charles D. Ferguson and William Potter, *The Four Faces of Nuclear Terrorism*, Center for Nonproliferation Studies, Monterey Insitute of International Studies, 2004.

(51) 宮本直樹「ニュークリア・セキュリティ――国際機関の果たすべき役割」黒澤満編『前掲書』二〇五～二二八頁。

(52) Alexander Glaser and Frank von Hippel, “Global Cleanout : Reducing the Threat of HEU-Fueled Nuclear Terrorism,” *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 1, January/February 2006, pp. 18–23.

(53) John Carlson, “Can a Fissile Material Cutoff Treaty Be Effectively Verified ?” *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 1, January/February 2005, pp. 25–29.

(54) 黒澤満「戦略攻撃力削減条約の内容と意義」『阪大法学』第五二巻三・四号、平成一四年一一月、一七～五八頁。

(55) Ashton B. Carter, "How to Counter WMD," *Foreign Affairs*, Vol. 83, No. 5, September/October 2004, pp. 72-85. 吉田文彦「『拡散対抗措置』とブッシュ政権」黒澤満編『前掲書』五一～七四頁。

(56) Jofi Joseph, "The Exercise of National Sovereignty: The Bush Administration's Approach to Combating Weapons of Mass Destruction Proliferation," *Nonproliferation Review*, Vol. 12, No. 2, July 2005, pp. 373-387. 石川卓「〃サイル防衛と『軍備管理』の終焉」黒澤満編『前掲書』七六～一〇〇頁。

(57) George W. Bush, "Remarks by the President on Weapons of Mass Destruction Proliferation," National Defense University, Washington, D.C., February 11, 2004. [http://www.whitehouse.gov/news/release/2004/02/20040211-4.html]

(58) Jack Boureston and Charles D. Ferguson, "Strengthening Nuclear Safeguards: Special Committee To the Rescue?" *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 10, December 2005, pp. 17-22.

(59) Randy Rydell, "Disarmament without Agreement?" *International Negotiation*, No. 10, 2005, pp. 363-380.

(60) イラクが大量破壊兵器を保有しそれが米国への脅威になるとして、英国などと開始したイラク戦争は、米国の「対抗拡散」政策の明白な実施であり、実効性と即効性の側面からはきわめて有益であると考えられるかも知れないが、後にその不存在が明らかになったことを別にしても、イラクへの武力行使は、合法性の側面から見て、明らかに現行国際法に違反するものと考えられる。

本稿は、平成一八―一九年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「ポスト冷戦期における「レジーム」の機能の再検討～核不拡散を事例として」の成果の一部である。